主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負擔とする。

理 由

上告理由について。

所論甲第二、三号証は原審において提出されていないのであるから、この点に関する論旨の理由のないことは云うを待たず、その他論旨は要するに原審の裁量に属する証拠の取捨、判断事実の認定を非難するに歸するのであつて、これを採用することはできない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い裁判官全員一致の意見を以て主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	⊞	藤	裁判官